

平成 30 年司法試験

民事訴訟法

設問 1

課題 1

さん→手を入れているのであれば、問題の誘導をよく読み、もう一度結論を考え直して頂けますでしょうか？

(1) A が B を被告として乙地裁に訴えを提起する場合、訴えが適法といえるか。

A が訴えを提起する前に、B が既に A を被告として同じ事件について訴訟を提起しており、その訴状副本が A に送達され、事件が裁判所に係属している。このことから A の訴えが先行する B の訴えとの関係で重複起訴の禁止（民事訴訟法 142 条）に抵触するかが問題となる。

重複起訴の禁止に触れるか否かは、基本的には当事者の同一性、審判対象の同一性をもって判断すべきである。かかる判断に当たっては、二重起訴の禁止の趣旨である、訴訟経済、相手方の応訴の煩の防止、判決効（既判力）の矛盾抵触の回避という観点から、実質的になされるべきである。

同条における「さらに訴えを提起」することとは、事件が同一であること、すなわち、当事者と訴訟物がそれぞれ同一であることを意味する。本件において前訴と後訴の当事者はともに A、B であった。

訴訟物とは、実体法上の個々の権利義務法律関係を意味する。これについては、前訴において B が、A に対する損害賠償金の額が 150 万円を超えて存在しないと主張していたことに対して、後訴において A が、B に対して 400 万円の損害賠償を求めている。それゆえ B の訴えにおいて確認の対象とされていない 150 万円以下の部分が訴訟物とはならず、B の訴えの訴訟物と A の訴えの訴訟物とは、一部のみが重なるものである。したがって、両訴訟の訴訟物が完全に一致しているとはいえない。

よって、訴訟物が同一でないから A による訴えは B の訴えに対する二重起訴に該当しない。

(2) この場合、A は、C を共同被告とすることができるか。

民事訴訟法 38 条によると、訴訟の目的である権利または義務が数人について共通であるとき、その数人を共同で訴えることが可能となる。

本件において、C の自動車は、B のタクシーと衝突したことで、A の負傷という結果が発生した。このことから本件不法行為は、C の関与がなければ発生しなかったものであり、C も B とともに本件不法行為の行為者となる。したがって A の B に対して有する、本件不法行為に基づく損害賠償請求権は C についても共通しているといえ、C を B とともに共同被告とすることが可能となる。

課題 2

L1 の事務所の所在する甲市の地方裁判所で本件訴えを提起することが可能であるか。

民事訴訟において被告は、自ら訴訟の当事者になる意思を持たないにもかかわらず応訴義務を課されることから、自分の意思に反して負担が負わされることとなる。したがって原則として原告の希望する裁判所ではなく、被告を保護する観点から管轄裁判所を決定すべきである。

もっとも、当事者間に別段の合意がある場合、原告の希望に沿ってその所在地の裁判所を管轄裁判所にすることが可能である。

設問 2

本件においてDに文書提出義務が認められるか否かが問題となる。もっとも、Aの診療記録が民訴法 220 条第 4 号ハに定める秘密文書に該当すれば、Dは当該診療記録の提出を拒めることが可能となる。

「職業の秘密」とは、①主観的に秘密扱いしているというだけでなく、客観的に見てその事項が公開されると当該職業に深刻な影響を与え、以後その遂行が困難になるものを指すと解される。

もっとも、ある事項が「職業の秘密」に属するとしても、そのことから無条件に文書提出義務が免除されるわけではなく、そのうち②保護に値する秘密に対してのみ同義務の免除が認められ、保護に値するか否かは秘密の公表によって生ずる不利益と、文書提出の拒絶によって犠牲になる利益との比較衡量により、具体的事案に応じて決せられると解すべきである。

本件診療記録は、D病院の意思が職務上知り得た事実であって、公開されるとAのプライバシーが侵害され、治療にも影響がでる可能性が高い（①充足）。もっとも、A本人が訴訟手続きにおいて既に診療記録の一部を提出している。にもかかわらず、その後Aが守秘義務を主張して診療文書を秘密文書として提出を拒否することは妥当でない。このことを考慮に踏まえると、本件診療記録を秘密文書とすることは適切でない。

したがって、Dは、本件診療記録の提出を拒否することができない。

設問 3

（ア）第一審で補助参加に参加していなかったBがAのために控訴をすることが可能かが問題となる。

この点については、法 43 条 2 項によると、補助参加の申出とともに補助参加人としてできる訴訟行為をすることができる。したがって、BはAC間訴訟への補助参加の申出とともに

に、同訴訟の補助参加人としてできる訴訟行為をすることが可能である。

そして法 45 条 1 項によれば、補助参加人は控訴の提起をすることができることから、B は AC 間訴訟の補助参加人として同訴訟について控訴を提起することができる。

よって、理由 (ア) は妥当でない。

- (イ) B にはそもそもこの訴訟への補助参加が許されないか。民事訴訟法 42 条によれば、訴訟の結果について利害関係を有する第三者は、当事者の一方を補助するため、その訴訟に参加することができる。ここで、B が民事訴訟法第 42 条に定める、「訴訟の結果について利害関係を有する第三者」に該当するか否かが問題となる。

補助参加の要件は、①他人間の訴訟が係属中であること、②第三者が「訴訟の結果」に「利害関係」を有することである (42 条)。

このうち特に、②「訴訟の結果」に「利害関係」を有することの要件が問題となる。

まず、「訴訟の結果」とは判決主文のみならず、判決理由中の主要な争点についての判断も含む。第三者にとって影響があるのは、判決主文よりもむしろ理由中の判断であることが多い。

また、補助参加の制度は、補助参加人が被参加人を補助して訴訟を迫行することによって被参加人を勝訴させることにより、補助参加人が自らの利益を守ることを目的としているのであるから、ここにいう利害関係は、単なる事実上の利害関係では足りず、法律上の利害関係でなければならない。

ただし、そのような補助参加の趣旨からは、「利害関係」は、判決の効力が直接補助参加人に及ぶ必要はなく、補助参加人が判決に拘束されることも要せず、判決が補助参加人の地位の決定に参考となるおそれ、すなわちその地位に事実上の影響を及ぼすものであればよいと解すべきである。

具体的には、当該訴訟の判決が参加人の私法又は公法上の法的地位又は法的利益に影響を及ぼすおそれがある場合で足りると解する。

本件 AC 間の訴訟は係属中であり (要件①充足)、A の請求が棄却されるか否かは、C の A に対する債務を有無という実体法上の結果を招くが、BC 間の関係にはこの効果が及ばない。もっとも、仮に A の C に対する請求が認められれば、C は A に対して不法行為に基づく損害賠償債務を負うこととなり、A の負傷は B と C の両方によって引き起こされたものであるといえる。そうだとすれば B が A に対して発生した損害額 250 万円全額を支払う必要はなく、C が損害額の一部を負担すると考えられる。結果として B は、既に支払われた金額のうち、本来 C が負担すべき部分について、C に対する求償権を取得する。この場合、B が賠償金全額を支払う場合に比べて B の経済的負担が減少するという、B に有利な事実が発生する。

このことから B は、AC 間訴訟の結果について事実上利害関係を有すると評価でき、法 42 条に定める「第三者」に該当する (要件②充足)。

よって、B が AC 間訴訟に補助参加することが可能であり、理由（イ）は妥当でない。

上記のことから丙高裁の受訴裁判所は、B による控訴の適法性を認めるべきである。